

# T&M通信

～税務と経営～

## ● 今月の経営チェックポイント

- 新年度が始まります。4月より新年度（平成29年度）となります。
- 平成28年分所得税確定申告の振替納税日は次のとおりです。  
(振替納税利用の方が対象です。)  
所得税・・・4月20日(木)      消費税・・・4月25日(火)
- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付の月です。（5月1日まで）
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出期間です。（納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間）
- 平成29年4月分からの国民年金保険料は16,490円(月額)になります。  
\*口座振替で2年前納すると、年間15,640円、1年前納すると、年間4,150円、6ヶ月前納すると、年間1,120円の割引があります。
- 協会けんぽ（全国健康保険協会京都支部）の平成29年度の健康保険料率は9.99%、介護保険料率は1.65%です。
- 雇用保険料率が改定されました。一般の事業：労働者負担 3/1000、事業主負担 6/1000    農林水産・清酒の事業：労働者負担 4/1000、事業主負担 7/1000    建設の事業：労働者負担 4/1000、事業主負担 8/1000
- 4月、5月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 今月の祝日は、29日(土) 昭和の日です。

## ● 着眼点

### 忖度（そんたく）とは

税理士 田中彰

29年度が始まりました。新しい年度に向けて新聞紙上では「ガス小売り自由化」の文字が踊り、この4月から消費者がガス会社を自由に選べる様になりました。各社の競争が、より良いサービスを安価で消費者に提供してくれるようになるならば良いことだと思います。また、相変わらず年金については支給額の減額と年金保険料の増額があるようです。

さて話題は変わりますが、小学校建設をめぐる「森友学園」問題で忖度という言葉が頻りに耳にするようになりました。漢字検定には出てきそうだけど、これまで私には聞き慣れない言葉でありました。そこで改めて語彙を調べてみますと「他人の心をおしはかること」とあります。このように言葉の意味だけを見ると「悪いこと」ではないが、今回の森友事件で言われている忖度はあまり良いようには使われていません。つまり、学校建設側の籠池氏の意向を安部首相の夫人昭恵氏が忖度し、昭恵夫人の意向を忖度した財務省の官僚たちが学校建設用地取引のスピードを早めたという籠池氏の主張にこの言葉が使われているということです。

忖度という言葉自体は悪いことではないが、夫人を含め一国の宰相が誰かの忖度をし、その誰かが公共

財を一方的に利得することは良くないことです。しかし、付度は「心をおしはかる」という人の内面のことなので、よほど確かな証拠がない限り立証は難しいでしょう。

最近、収監を逃れるために偽の診断書を作成し逮捕された医師がいましたが、彼も誰かを付度して行った行為だったと思います。しかし金銭の授受を認めたことで不正の決定的な証拠になったと思います。私は彼とは友人です。人情味溢れる優秀な医師なので1日も早く復帰して多くの患者を救ってくれるようお願いしています。

## ●平成29年税制改正より

配偶者控除・配偶者特別控除が見直しされます。（適用は平成30年より）

配偶者収入が141万円未満（所得76万円未満）の配偶者に段階的に適用されていた配偶者特別控除が201万円未満（所得123万円未満）に拡大されます。

ただし納税者本人の収入が1,120万円を超える場合、上記の配偶者控除・配偶者特別控除とも、段階的に削減されます。

財務省HPにイメージ図などがありますので、ご覧ください。

財務省「平成29年度税制改正」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei17.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei17.htm)

（文責 中澤 里美）

## ●所得拡大促進税制の拡充

最近、決算で所得拡大促進税制の適用を検討したお客様がありました。

所得拡大促進税制とは、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度です。

雇用者給与等支給額とは、役員（使用人兼務役員を含む）やその親族を除く国内雇用者に対する給与等の支給額です。

平成29年度の税制改正では、税額控除額が拡充されることになっております。（適用開始時期は未定）税額控除制度であるため、利益が出ている事が前提ですが、控除額が拡充されることもあるため、今後も漏れなく確認していきたいと思います。

適用要件等、複雑であるため、詳細は記載しませんので、興味がある方は下記をご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

（文責 竹次 貴）

## ●「法定相続情報証明制度」の開始

3月28日の閣議で法務大臣より相続手続き簡素化のための「法定相続情報証明制度」を5月下旬から開始する旨の報告がありました。

ご経験が御有りの方もいらっしゃると思いますが、相続による不動産登記、銀行口座の解約、生命保険金の受取、証券会社の名義変更、年金、健康保険等の手続きは大変手間がかかります。それぞれの受付で同様の書類の提出が求められます。提出先によっては原本を返却してくれるところもありますが、日数がかかる場合もあり複数窓口で同時に手続きできない事もあります。

「法定相続情報証明制度」は、名義変更登記がされず所有者不明の土地や建物の増加を防ぐ目的もあり手続きの簡素化を目指しているようです。この制度では、登記所に相続関係書類一式を提出し「法定相続情報一覧図」の作成がされ、被相続人、相続人全員の戸籍謄本の代わりに「法定相続情報一覧図」の写しの交付を受けるというもので、手数料はかかりません。当面は不動産登記手続きにおいて利用できますが、他省庁、民間金融機関においても提出可能となるようです。

（文責 田中 恵子）